

# 龍谷大学 社会学部紀要

第 36 号

社会学部開設 20 周年記念号  
上林茂暢教授 退職記念号

特集 社会学部開設 20 周年

記念シンポジウム：「社会的排除を考える」—子ども・若者の場合—

上林茂暢教授の定年退職によせて ..... 大 友 信 勝

論 文

レオン・ミシュウの法人論 (2・完) ..... 時 本 義 昭 (61)

過剰移動

—戦後沖縄の労働力移動における政治的要因— ..... 岸 政 彦 (70)

配偶者選択の歴史社会学のための文献研究 (2)

—明治から戦前までの結婚観に関する諸研究の考察— ..... 桑 原 桃 音 (84)

研究ノート

『ブラックジャックによろしく』(精神科編)が問い掛けるもの

—精神障害の問題をめぐる報道はどうあるべきか— ..... 小 黒 純 (99)

仕事・結婚・人生上の移行 ..... 工 藤 保 則 (110)

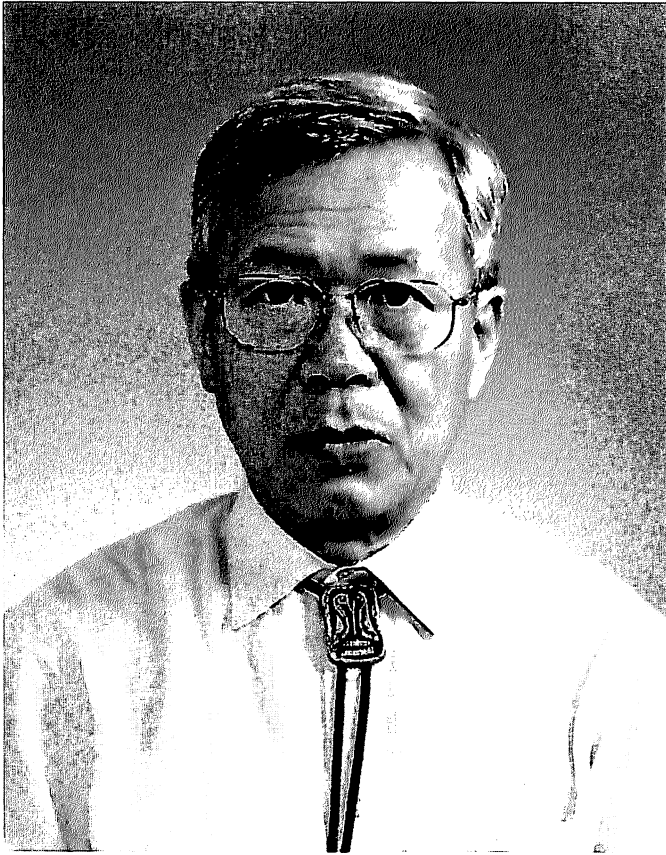
彙 報

上林茂暢教授略歴 ..... (120)

2009 年度社会学部卒業論文・卒業研究題目 ..... (122)

2010

龍谷大学社会学部学会



上林茂暢教授 近影

# 上林茂暢教授の定年退職に寄せて

社会学部長・教授 大 友 信 勝

上林茂暢教授は1998年4月から2010年3月まで、12年間にわたり地域福祉学科において「福祉工学」「医学概論」等をご担当され、このほど定年に伴い退職されることになった。本学が社会福祉系新学科を設置するにあたり、福祉工学や医学概論の専門家を必要とし、その招聘を受け赴任している。

上林教授は東京医科歯科大学・医学部卒業後、当時から今日まで、我が国の地域医療、高齢者医療の先進的活動を行っている健和会柳原病院・みさと健和病院で臨床医として活躍し、みさと健和病院では院長をされている。

私は同じ大学・学部と同僚として、また人生の先輩としての上林教授をみていて、教育観に学ぶところが多かった。教授会や学科会議での「個性的な社会正義からの発言」、一方で、学生のゼミナール連絡協議会、社会学部学会の機関誌にみられる編集企画で学生委員の主体性を引き出し、参加型教育の先頭に立ち、励ましている姿は学生からの評価も高く尊敬されている。特に、障がいを持っている学生への教育・学生生活支援は特筆されるものがあり、車いす利用学生のバス乗車拒否の問題では、学生の立場にたった行動に、教育者・専門家がどうあるべきかを映し出していた。

上林教授の研究観にふれた思いがしたのは「龍谷大学福祉フォーラム 2008」における「水俣学に学ぶ」というテーマの対談である。ゲストスピーカーは水俣学研究センター代表・原田正純教授であった。上林教授は事前に相当量の先行業績に目を通し、水俣病や原田教授の著作をもって会場にみえた。原田教授が「胎児性水俣病」をどのようなフィールドワークの中から仮説をつくり、実証していったのか。上林教授は自らと共通する研究視点と方法を再確認したのではないかと考えている。なぜ、そのように感じたのか。原田教授は、胎盤は毒物を透過しないという医学界の通説を、胎児性水俣病によって塗り替えた。きっかけは、問診を大学病院から子どもたちの生活の場に転換し、現場に足を運び、食事の内容、生活の環境と仕方、魚や海に依存し、その影響を受けている患者、その家族の状態を一つ一つ、点から線、面へとつなぎ合わせ、因果関係を追求し、事実の究明を行っている。上林教授の著作、『先端医療』（講談社 1989年）、『日本人の生死観』（勁草書房 1993年）等を読むと研究・教育観がよくわかる。それは「龍谷大学福祉フォーラム」対談で受けた印象と重なってくる。

医療技術の進歩に伴う高度医療はいまや生と死をコントロールする可能性を開くものになっている。しかし、臨床医の視点からみて「キュアに限界がみえると医師の足は遠のく。ケアに関心のある看護師も現実には処置に追われ、患者は機械につながれ、孤独なまま放っておかれる」と映る。高度医療は生命維持装置や延命医療に関心を寄せる。重いガン患者であれば「キュアの得失と残されたわずかの時間」を考え、「患者がどのような生き方を望んでいるかのトータルバランス」で判断する。つまり、尊厳をもって「最後まで希望を見いだせるように意識的に眼を向け、限られた空間と時間の中で、最大限社会的に人として生きられるように気を配る」。つまり、これからの医学の在り方は、高度医療の最先端における研究に、生活の視点を組み込み、医の倫理として、尊厳をもった人間の生き方を確立していくべきだと主張する。

医療における診断と患者理解がどうなっているか。医療技術の向上と共に検査至上主義の傾向と問診軽視の風潮が生まれている。上林教授は問診をどうみているか。問診は診断の情報源であると同時に、患者との人間関係の基礎であり、患者自身の闘病意欲を引き出す機会にもなるとみる。高度医療の現場では看護業務も医師の代行である診療業務が高度とみなされ、生活面を援助する業務が軽視される風潮がでている。生命維持・操作の発展が生死観を一つの枠に誘導し、機械につながれ、あるいは障がいのない者を生み分ける技術等へ進むことが健全な社会ではない。医学の進歩が人間の生き方を豊かにするには、患者の立場から「患者がどう生きてきたか。何を大切にして生きてきたか」を理解し、共感できる感性と想像力を持ち、多様な中での個別的な一人ひとりの生命を守ることであり、社会福祉教育にこの思想をつなげる仕事を本学でなさった。上林教授に心からの尊敬と感謝をこめ、ご退職への辞としたい。

## 龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4 月 1 日
一部改正	平成10年 6 月24日
一部改正	平成13年 3 月21日
一部改正	平成15年 3 月12日
一部改正	平成18年 9 月27日
一部改正	平成19年 3 月13日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 庶務 2 名
- (3) 会計委員 2 名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 4 名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 4 名
- (6) 事業委員 4 名
- (7) 学科委員 各学科 1 名
- (8) 会計監査委員 2 名

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第1項7号委員を除く同項の各委員は、会長が普通会员の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、7号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条の(4)(5)(6)の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
  - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
  - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
  - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
  - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
  - (6) 事業委員会は、(4)(5)を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
  - (7) 学科委員は、学科を代表して本会と連絡調整を図る。
  - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項の(4)(5)(6)の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会员あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員及び会計委員のうちから各1名、並びに第6条4項の各委員長、及び第5条1項7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
  - (1) 予算案・決算案の作成
  - (2) 事業実施の承認
  - (3) 会員の入会・退会の承認
  - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会员全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金を

もって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。

(年会費)

第13条 会員は、年会費4,000円を納入する。

- 2 賛助会員は、入会時に、入会金とともに年会費4,000円以上を納入する。
- 3 名誉会員は、入会金及び年会費がともに免除される。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則 この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

## 『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年6月14日 制定

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会とする）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員及び博士課程在学中の学生会員とする。なお、博士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するに当たっては、非会員は当該年度の賛助会員となるものとし、入会金及び年会費をあらかじめ納入するものとする。

第4条 原稿は、論文・研究資料・研究ノート・書評・翻訳等（以下、論文等とする）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、20,000字（400字詰原稿用紙50枚）以内

イ 研究資料・研究ノートは、12,000字（400字詰原稿用紙30枚）以内

ウ 書評・翻訳は、6,000字（400字詰原稿用紙15枚）以内

(3) 論文等には、必ず欧文タイトルを添付するものとする。

第6条 掲載論文等について50部の抜刷を無償で提供する。共同執筆の場合にも同様とする。ただし、第3条第4項の賛助会員には、各50部を無償で提供する。

2 50部を超える抜刷を希望する執筆者は、超過分の実費を支払う。

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

2 平成15年4月24日改正

3 平成17年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

5 平成18年9月27日改正

6 平成20年11月25日改正



社会学部学会会員

会	長	大友信勝				
社会学部紀要委員		小黒純 清水隆則*	亀山佳明 (*は委員長)	清水教恵		
庶務委員・会計委員		池田省三 松島恵介	田村公江* (*は委員長)	西山けい子		
社会学部ジャーナル委員		青木恵理子* 李相哲	上林茂暢 (*は委員長)	山田容		
事業委員		古賀和則 山中美由紀	田中明彦 (*は委員長)	山田容*		
学科委員		安西将也 津島昌弘	加藤剛	白石正久		
会計監査委員		大塩まゆみ	田中滋			
普通会員		朝倉惠俊 井上辰樹 川田譽音 工藤保則 黒田浩一郎 高松智画 土田美世子 殿内恒 西村敏雄 伏見惠文 松溪憲雄 村澤真保 吉田竜司	荒田寛 長上深雪 岸政彦 久保和之 小椋博 多田敦士 筒井のり子 中島佐代子 新田光子 舟橋和夫 宮川尚子 持田良和 李复屏	五十嵐海理 金子龍太郎 木村綾 栗田修司 佐藤彰男 築地達郎 時本義昭 西川淑子 原田達子 松浦さと子 村井龍治 山邊朗子 脇田健一		

## 執筆者紹介（掲載順）

時 本 義 昭（社会学部准教授）      岸      政 彦（社会学部講師）  
桑 原 桃 音（龍谷大学非常勤講師）      小 黒      純（社会学部准教授）  
工 藤 保 則（社会学部准教授）

---

## 編 集 後 記

---

◇ 本号は上林先生のご退職と本学部20周年の記念号である。  
先生もまた本学部の関係者の方々もいろいろな思いがあるであらう。われわれの活動は、人間と社会の理解と問題解決に向けて、合理的、理論的に自己の考えを社会的に表現する営みであるといえよう。木村素衛は彫刻家を例として、主観と客観の対立を止揚しようとする一打の鑿の行としてその表現活動を説明している。確かに、学問的表現活動はどこかで芸術家の表現活動とつながる面がある。先輩方の努力を振り返るにつれ、われわれも一打一打、たゆまず努力を続けてきたいものである。

(S. T.)

社会学部紀要

第 36 号

平成22年 3 月10日 印刷

平成22年 3 月15日 発行

編 集 者      龍谷大学社会学部紀要編集委員会

印 刷 者      協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者      龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会  
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5  
電話 (077)543-5111(代)

**Bulletin  
of  
the Faculty of Sociology  
Ryukoku University**

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of  
The 20th Anniversary of the Faculty of Sociology  
&  
Prof. Shigenobu Kambayashi's Retirement

---

No. 36

2010

---

CONTENTS

**The 20th Anniversary of the Faculty of Sociology**

Commemorative Symposium

On Social Exclusion : the Cases of Children and Youth

*Articles*

Theory of Léon Michoud's Juristic Person (2) ..... Yoshiaki Tokimoto (61)

Overmigration

– The Political Factors of the Labor Mobility in Postwar Okinawa – ..... Masahiko Kishi (70)

Literature Studies Toward a Historical Sociology of Spouse Selection (2)

– On Social Concepts of Marriage in the Period from Meiji to Early Showa ..... Momone Kuwabara (84)

*Notes*

Get the Message : What "Say Hello to BLACK JACK"

(Psychiatry Series) is Trying to Tell You

– News Reporting on Mental Disorders – ..... Jun Oguro (99)

Work, Marriage, Life Transition ..... Yasunori Kudo (110)

*News* ..... (120)

---

Published by

THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY  
RYUKOKU UNIVERSITY  
OHTSU, SHIGA, JAPAN